

令和4年2月17日

保護者各位

県立島尻特別支援学校  
校長 新垣 伸次  
(公印省略)

## 通常登校について (お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動へのご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本校では、三学期の始業より分散登校を行ってきましたが、まん延防止等重点措置が解除となることを踏まえ、2月21日(月)より「通常登校」といたします。

また、寄宿舎生におきましても、2月21日(月)から「在舎」となることをお知らせします。

なお、県内の感染状況は依然として厳しい状況が続いていることから、保護者の皆様には引き続き感染症対策にご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 期 日：令和4年2月21日(月)～(通常登校、給食あり、スクールバス通常運行)
- 2 お願い
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対策について、ご確認下さい。(裏面をご参照ください。)
  - (2) 「まん延防止等重点措置」が終了後も、特に必要な場合を除き、可能な限り校舎内への入校はご遠慮下さい。(但し、入校の際は事務室側より入り、検温や健康チェック表の記入をお願いします。)
  - (3) ご利用のデイサービスへのご連絡は、保護者の皆様からお願いいたします。
  - (4) 寄宿舎生のスクールバス利用による登下校は、2月18日(金)までとなりますのでご了承ください。

\*上記の対応は令和4年2月17日現在の状況を基に作成しております。今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により、随時変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。

〈本件担当〉 幼小：玉寄浩司 中：比嘉慈美 高：久高将貴

## 新型コロナウイルス感染症対策についての確認事項

- 1 登校前に健康チェックを行い、検温及び健康観察シートへ記入して担任の先生へ提出する。

発熱や咳などのかぜ症状（だるさ、のどの痛み、下痢、嘔吐・吐き気など）がみられる場合、または濃厚接触者とされた幼児児童生徒は、自宅で休養すること。

本校来校時の校舎入校について（入校する保護者を含む全ての皆様についての対応です）

- ①マスクの着用 ②体温の計測 ③手指の消毒

以上の3点のご協力をお願いします。長時間（約15分以上）の滞在はご遠慮いただきますが、本校へ入校の際は、健康状態報告書等（事務受付）のご記入・ご提出をお願いします。

- 2 家庭内感染の防止の徹底

① こまめに手洗い・うがい等の感染防止対策の継続をお願いします。特に、玄関先での手指消毒など外部からウイルスを持ち込まない工夫をお願いします。

② 「緊急事態宣言」期間においては、不要不急の外出を慎むよう、お子様への指導を徹底するようお願いいたします。

③ 家族全員で入念な健康観察をお願いします。朝起きたら必ず体温を測り、その日の体調を把握して下さい。特に、お子様に風邪の症状（発熱・せき・のどの痛み等）や味・臭いを感じないなどの症状があれば自宅での静養をお願いします。また、必要があれば速やかに相談窓口等に相談するとともに、学校にもご連絡ください。ご家族の方に同様の症状がある場合も、お子様の自宅待機をお願いします。

- 3 速やかな連絡体制の確立

前述した体調不良のご連絡の他、幼児児童生徒本人及び保護者やご家族の方が濃厚接触者に特定された場合。

また、PCR検査を受ける予定がある場合も、速やかに担任を通じて学校にご連絡をお願いします。休日（土・日・祝日）は、下記の携帯電話へご連絡をお願いします。

平日は、学校へご連絡ください。・・・「098-998-8240」

休日限定（土・日・祝日）のご連絡先。・・・「080-8551-1632」

- 4 重症化のリスクの高い幼児児童生徒等への対応等について

基礎疾患のある幼児児童生徒や医療的ケアを必要とする生徒においては健康状態を確認の上、主治医及び保護者の判断で登校させてください。

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

- 5 新型コロナウイルス感染症の正しい認識と誹謗中傷の防止

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があります。感染自体が悪ではありません。

また、感染防止対策を取っていれば、十分に防げる感染症です。不安を煽るような不確かな情報のSNS等での発信や感染者に対する憶測での差別的な言動等は厳かに慎み、冷静に対応いただきますようご理解とご協力をお願いします。